

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和7年5月21日（水）17時10分～18時40分
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
委員	大槻 奈那	名古屋商科大学大学院 マネジメント研究科教授 ピクテ・ジャパン株式会社 シニア・フェロー
委員	澁谷 遊野	東京大学大学院情報学環准教授
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
委員	安田 洋祐	大阪大学大学院経済学研究科教授

<自治体等>

菅原 広二	男鹿市長
佐藤 博	男鹿市 副市長
杉本 一也	男鹿市 総務企画部 部長
菊地 明	只見町 交流推進課商工労働係 係長
岡住 修兵	稲とアガベ株式会社 代表取締役社長
脇坂 斉弘	合同会社ねっか 代表社員
門脇 淳平	合同会社大根島研究所 大根島醸造所 代表社員
福光 寛泰	福光酒造株式会社 代表取締役
立川 哲之	ぶくぶく醸造 株式会社 代表取締役

<省庁等>

三浦 隆	国税庁 課税部酒税課 課長
------	---------------

<事務局>

河村 直樹	内閣府 地方創生推進事務局 次長
安楽岡 武	内閣府 地方創生推進事務局 審議官
水野 正人	内閣府 地方創生推進事務局 参事官
佐藤 弘毅	内閣府 地方創生推進事務局 参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 日本酒の新規製造免許付与に向けた規制緩和
 - 3 閉会
-

○水野参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題ですが「日本酒の新規製造免許付与に向けた規制緩和」ということで、稲とアガベ株式会社様、男鹿市様、只見町様、合同会社ねっか様、合同会社大根島研究所様、福光酒造株式会社様、ぷくぷく醸造様にオンラインにて御出席をいただいております。また、国税庁様には会場にて御出席いただいております。

本日の資料ですが、国税庁様、男鹿市役所様、稲とアガベ株式会社様から御提出いただいております。議事も含めまして公開予定としております。

本日ですが、まず、資料の説明を稲とアガベ株式会社様から3分程度、男鹿市役所様から4分程度、そして、国税庁様から5分程度で行っていただき、その後、委員の先生方による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「日本酒の国内向け新規製造免許付与に向けた規制緩和」に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

関係者の皆様、本日は御参加いただきましてありがとうございます。

本件は、男鹿市役所及び稲とアガベ株式会社ほかからの「日本酒の国内向け新規製造免許付与に向けた規制緩和」についての御提案でございます。

それでは、早速、本提案を代表して、男鹿市役所及び稲とアガベ株式会社から御説明をお願いいたします。

○岡住代表取締役社長 皆様、お忙しい中、お時間をいただきましてありがとうございます。私は秋田県の男鹿市でお酒造りをしながらまちづくりをしております稲とアガベの岡住と申します。

簡単に自己紹介をさせていただくと、自分は若い頃から日本酒が好きで、その影響で秋田市の酒造会社に就職しました。4年半お酒造りしていたのですが、日本酒を学ぶうちに自分もいつか酒蔵を持ちたいという夢を持つようになりました。ただ、日本酒自体が需給調整という考え方で、現状M&Aでしか参入できない現状があります。戦後70年間、完全な新規参入が認められていない状態です。

そのため、我々は今お酒造りをやっているのですが、こういった免許でやっているかという、その他の醸造酒免許というどぶろくなどをつくる免許がございまして、そちらを活用させてもらって、技術ベースは日本酒、そこにフルーツとかハーブとかを一緒

に発酵させるクラフト酒というジャンルをジャンルごと作っております。そういったことをやりながら、レストランをつくったり、食品加工施設をつくったり、雑貨屋をつくったり、ラーメン屋をつくったり、宿をつくったり、まちにない機能をどんどんシャッターを開けながら作ってきた企業になります。

立ち上げて3年半の会社なのですけれども、今8拠点をまちに展開していて、お酒を中心にまちづくりをしているのですけれども、お酒というのは地域を盛り上げるツールとして非常に機能することを実感しながら事業を展開させてもらっています。

現状の制度として、M&Aで参入できるのだったら、それで参入すればいいではないかという話もあると思います。ただ現状、M&Aできるくらいお金のある人しか参入できないところが僕は問題だと思っております。僕がこの業界に入って12年ぐらいになるのですが、そういった中でも、色々な方々がお酒が好きで入ってきたのですけれども、日本酒が好きで技術がある若者がこの業界で夢が持てないため離れていったという現状をずっと見てきました。そういったところを、今回一部ながら特区でもって解決することによって、そういった若者たちが夢を描けるようなことを実現できないかなと思っています。

M&Aには一部問題があると思っていて、買えるような酒蔵さんは設備が古くなっていて、経営的に苦しいところもあるので負債を引き継ぐなんてこともあるのです。そういった現状の中、今、アメリカなどの海外で酒を造る醸造施設が年々どんどん増えています。それに伴って、日本の人材を引き抜くとか、流出みたいなことが起き始めているので、これは日本酒の未来を考える上ではゆゆしき事態なのではないかなと思っています。

今回、日本酒をよりよい未来に導くために男鹿市さんと一緒に特区提案をさせていただいた次第です。1ページ目に書いているのですが、肝の部分でいうと、全面的な解禁を求めているのではなくて、業界の状況として、市況が今悪かったり、米の不足の問題とかもあるので、一定の条件を付与した新たなプレーヤーのチャレンジが、市場に対してどういう影響を与えるのかみたいなことを地域とか条件を限定して行えないかというような提案になっております。決して既存の蔵元の方々といたずらに競合することを求めているわけではなくて、共同的な業界発展を目指す形を一緒に考えていければと思っています。

特区によって地域振興や酒業全体に期待される効果として、今、酒蔵自体が人手不足の中で、その根本原因は、僕は若手の醸造家が夢を持てないというところがあると思っています。特区の新設により、蔵人の不足の解消みたいなことにもつながると思いますし、造り手が多様化することによって新たな市場を創出する可能性があるのではないかな。あるいは今回特区の提案ですので、地域を限定して行うことによって、男鹿で新たなチャレンジャーがまちに出てくる。そういったことでもって地域創生みたいなことを実現できないかということを考えております。国が掲げる観光立国とか、地方創生みたいな方針ともきちんと連動していけるのではないかなと思っています。

実際、解禁してどうなるのかというところで、類似の国際事例を次のページで持ってきております。韓国ではクラフトマッコリを振興政策、朴槿恵政権のときに行いまして、そ

れ以降、1,000件近い小規模事業者が誕生して、国内外で需要創出に成功しております。また、イギリスではクラフトジンの規制の緩和が行われた結果、113か所から419か所に増加して世界的なクラフトジンブームみたいなことを生んでいます。そういった良い影響を今回の特区の先に見据えた上で制度設計できないかなと思っています。

ただ、これまでも色々既存業界と話させてもらったのですが、蔵元さんの懸念は大きいです。そもそも過当競争なので、それに拍車がかかるのではないかと、原料米を確保できないのではないかと、新規産業の人たちの品質はどうなのかみたいなこと、あるいは公平性みたいな観点から、新規参入で少量で入ることに対する懸念みたいなこともありました。

こういったことは今後制度を設計する上できちんと考えないといけないところですので、いたずらに解禁という話ではなくて、こういった意見も聞きながら一番いい形で日本酒も盛り上がるし、新規参入も生み出せるし、既存の蔵元も盛り上がっていきえるような制度を一緒に作っていただきたいと思います。今回提案させていただいた次第です。

これまで体制的には地元の事業者さんと我々新規参入したい人間で折り合いを付けなさいというお題をいただいて一生懸命やってきたのですが、新規参入したい人間と既存業界というのは水と油でなかなか議論が進まなかったもので、今回のワーキンググループを通していい議論ができることを大変期待しております。ありがとうございます。

○中川座長 男鹿市様、お願いします。

○菅原市長 こんにちは、男鹿市長の菅原広二です。男鹿市は秋田県の中央、日本海に突き出た小さな半島です。美しい景観、おいしい食、世界に誇るなまはげ等があります。

北九州小倉出身の岡住修兵さんとお会いしたのが4年前です。彼は未来の子どもたちのためにいい事業をたくさん残しますと言い、その後、空き店舗などをリノベーションして驚くべきスピードで八つもの事業を立ち上げております。その中心的事業が酒造りです。日本酒特区は男鹿市のまちづくりの中核となる取組です。外国人を含め、多くの人に男鹿を訪れていただき、おいしい日本酒で幸せになっていただきたい。地方創生の切り口としてこの事業に期待しております。よろしくお願いします。

○佐藤副市長 副市長の佐藤博です。私から日本酒特区が実現した際に、男鹿市でどんな活性化策を描いているのか、それについて簡単に御説明したいと思います。

資料の1ページ、酒造りを起点とした男鹿の地域づくり構想ということでまとめておりますけれども、要すれば日本酒をハブに地方創生を実現しようとするものでございます。

日本酒産業は御覧のとおり、地域経済の様々な分野に影響を及ぼす大変裾野の広い産業でございます。新規参入の規制が緩和されることによって、酒造りに意欲のある若者のスタートアップを男鹿に招きながら、地域の農家や観光事業者、商工事業者の方々と連携しながら成長させることで、左上にありますように、波及効果として酒蔵ツーリズムに代表されるような観光の付加価値が格段に向上しますし、また、右のほうのⅡにありますように、原料米の提供を通じて耕作放棄地の再生など、地域農業の振興も図られると考えてご

ざいます。さらに、右下のⅢにありますように、新たな食品加工の芽生えや拡大、そして、左下にありますように、急増する空き店舗や空き校舎の有効活用、雇用の創出といった地域課題の解決にも大きな効果を発揮するものと考えてございます。

このように酒造りを起点として、人口減少、少子化の進行著しい当市の地方創生を何とか成し遂げたいという思いでございます。

最後に、ここからは資料がございませんけれども、特区の申請から2年あまりが経過してございます。この間、先ほど岡住さんからも話がありましたように、申請者として、その内容について地元の酒蔵の方々から諸手を挙げて賛成というわけにはいかないまでも、一定程度の理解が必要でなかろうかということで、都合7回ほど県の酒造組合への説明・意見交換を行ってまいりました。結果的には、新規免許に関してはなかなか御理解を得られず平行線のままでございます。

もとよりこの特区要件の在り方を含めた検討というのは、地方ではなく中央で行うものと認識してございます。県の酒造組合でも、この案件を秋田に下駄を預けられても困るのだと、中央で議論してもらいたいという発言もたびたびございました。要すれば、制度は中央で検討・決定いただいて、それを踏まえて相互理解が必要であれば、地方で話し合うという流れが望ましいというのが現場の共通した意見でございます。

そうした中での今日、ワーキンググループの開催でございます。先ほど岡住さんから説明がありましたように、私どもの提案はいたずらに事を荒立てるといようなことではもちろんございませんし、意欲のある若者が参入できるようにして、次の世代と一緒に育ていきたい、一緒に業界を盛り上げていきたい、そうした思いでございますので、それが地方創生にもつながると確信してございます。有識者の先生方には、是非とも私どもの意のあるところを酌み取りいただきまして、よろしく御検討いただきたいと思います。

以上であります。ありがとうございました。

○中川座長　ありがとうございました。

次に、国税庁様から御説明をお願いいたします。

○三浦課長　国税庁酒税課の三浦と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料につきましては今御覧いただいておりますが、これまで複数の特区の御提案をいただいております。今、御発言くださいました秋田の皆様、福島の皆様、広島市の皆様、島根の皆様ということで、地域の活性化のために地域一体となって取り組んでいく必要があると考えまして、どのような方法があるか提案がなされた地域において意見交換を行わせていただいてまいりました。各地で都合9回ほど行わせていただきました。この目的としては、地域の活性化、酒類業界の発展について関係者の共通の理解を醸成したいと考えたものであります。

市場の状況について、2ページの左のほう、昭和48年のピーク時から現在2割5分ぐらいに出荷量が減少しているという状況です。また、囲みの中、国内出荷量の約7割を大規模なメーカー50社、残る約3割を1,000超のメーカーが生産していらっしゃるという状況

であります。こうした市場に新規に参入ということを議論する際には、地域に根差して原料の調達ですとか、精米とか、製造工程の各段階での地域レベルの協力が大変重要だと考えた次第であります。

7 ページ、特区提案について地域活性化について御意見を伺ったところ、意見交換会を通じまして様々な課題をいただいたと考えております。一つ挙げるとするならば、三つ目の地域の合意形成というところでありまして、関係自治体の皆様、特区提案ありきではなくて、関係者の合意を前提として地域振興を行われたいという御意向だと感じたこと、もう一つ上ですけれども、地域の関係者での合意形成はまだ道半ばかなと感じた次第であります。

8 ページ、昨年12月には伝統的酒造りがおかげさまをもちましてユネスコ無形文化遺産にも登録されました。清酒の需要が減少していく中で、後継者不足等で事業を継続できない酒蔵も出てきているということで、伝統を守り、つないでいくことも喫緊の課題だと考えております。

11 ページ、清酒の需要減少が継続しているということ、これは国会質疑でも取り上げていただいたものであります。3 行目の辺り、清酒製造業につきましては酒税という特別な税金を納めていただいているものでありまして、この税収を確保する目的で過当競争を防止するというところで、需給調整上の措置ということで新規の免許については限られた場合に限りお出しをするというものであります。酒税の保全と申したりいたします。

足下では、先ほど岡住様からお話がありました米価の高騰といったような状況で、昨日、御飯用のお米でありますけれども、農林水産省から発表がありました御飯用のお米につきましては1.75倍ぐらいに上がっているという状況で、平成2年以来で過去最高だと認識しております。そうした中で、お酒用の酒米と呼ばれるものでありますけれども、好適米とか、加工用米とか、そういったような米価の高騰がある、あるいは原材料の価格の高騰があるということが、なかなか価格転嫁できないという状況もあったりとか、あるいは価格競争力とか、ほかのお酒に代替されてしまうといった点から、高騰しつつ価格を高く設定するのが難しい状況にもあると考えた次第です。

提案の出ている地域の自治体関係者の間で一体となって特区提案に協力できる状況に至っていないことも踏まえまして、その一方で、伝統的な酒造りの文化を持続的に発展・継承していく、まさに12月の特区諮問会議での民間議員の先生方の連名での今後の進め方でお書きいただいたように、意欲ある人材を確保して、伝統的な清酒産業、文化を持続的に発展・継承していくためには、いかなる方策が適当なのかということも踏まえまして、意欲と能力のある方々によって酒造りが始められる取組ということで、まずは新たな酒蔵の事業承継の支援事業を実施したいと考えております。

この事業によりまして、伝統を守り、つないでいきつつ、新たに参入をされたいというお声にもお答えできるということ、それから、これまでは本人の才覚、出会いといった要素に左右されていた事業承継でありますけれども、まさに現在、独立行政法人の中小機構

さんが実施されている事業承継から、さらに清酒業に特化する形で一步踏み込んで承継を希望されている方々と承継元をマッチングする事業を実施して、こうした声にお応えをしていきたいと考えた次第であります。

駆け足でしたけれども、説明は以上です。どうもありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問・御意見をお伺いできればと思いますがいかがでしょうか。

安念委員、お願いします。

○安念委員 中央大学の安念と申します。それぞれのお立場から色々な御苦勞、あるいは御構想といったものを伺って、こういうものだなということを感じた次第です。

私自身はこんなことを言ってしまうては何だけれども、全くの下戸でして、私個人としては率直に言って酒などはどうなったって全然構わないのです。ですが、国税庁さんも色々御苦勞があるのはもう本当重々お察しするのだけれども、法律の運用として、ローヤーからすると違和感を禁じ得ないところがあります。と申しますのは、酒類製造の免許について言えば、こんなことを申し上げるのは釈迦に説法なのだけれども、最低製造数量については、例えば清酒の場合は60キロリットルと決められています。これ以下の製造能力では、およそ製造の免許は与えられない、免許を与えることを禁止しているわけです。

一方、需給のバランスの観点からは、免許を与えないことができると決めているわけであって、与えてはならない場合とはっきりと書き分けているわけですから、現在の通達のように、原則として新規の免許を与えないという書き方は、法律の立て付けと十分に両立するかどうか、私は大変疑問に思います。

もちろん先ほども御説明のあったように、清酒に限ってみればどんどん全国の需要量は減退しているので、常に需給のバランスを考えなくてはいけない、常に新規参入してはならないような状態なのだという理屈があるのかもしれないけれども、しかし、新規参入者がいきなり大規模事業者だとは考えにくく、大抵は中小の事業者さんであろうと思います。そして、国税庁さんの資料にあるように、100キロリットル以下の製造能力の業者の全国シェアは全体で数パーセントしかないということであれば、新規に業者が参入したところで、少なくとも全国規模の需給のバランスが崩れるようなことは、私は考えにくいことだろうと思うのです。

しかも、この需給のバランスを考えるというのは、既存業者を保護するためにあるというのではないことは法律上ははっきりしていて、それはあくまでも酒税の保全のためという目的で縛りがあるわけですから、酒税が保全できればそれでいいわけです。もちろんこれは理論的なモデルにしかすぎませんけれども、仮に新規にAという事業者が参入することによって、Bという事業者の経営が悪化したり、場合によっては廃業しなければならないということがあって、そのためにBという事業者から徴収する酒税の収入が少なくなるとしても、それを新規参入するA事業者から徴収する酒税で賄うことができれば、それはそ

れで酒税の保全になっているわけですから構わないはずです。

このように既存事業者の保護が目的ではなくて、あくまで酒税の保全が目的なのだという事は、先年、大英断で販売について免許のかんりの開放がなされたことは、まさにそのこと、つまり酒税が結果として維持されていけばいいのだということを意味するはずであって、新規の免許を原則としてしないというようなことではないと私は考えます。

つまり何を言いたいかという、要するに酒税法の決め方と、現在の清酒について新規の免許をほとんど閉ざしている通達による運用の在り方の間にそごが生じているのではないかというのは私のローヤーとしての疑問です。

それから、事業承継のスキームについては、もちろんこれがあることは大変結構です。新しい試みとして大いによろしいと私も思います。一方で、先ほども御指摘のあったように、新しいことをやりたいと思って参入してくる人にとって、既に使い古されたという言い方は、あまりよくはないかもしれないが、他人が使った古い設備を使うというインセンティブが本当にあるのかどうかということが問題だし、それから、事業承継の場合はしばしば既に開拓された販路を使うことができる、それを承継することができるというメリットがあるとは言われているのですが、新しいお酒を造れば今までの販路がそのまま維持できるかどうかは疑問であるという場合もあると思うのです。

というわけで、このスキームを生かすためには相当横からの支援が必要であって、もちろん債務の承継についてどうするかといったこととか、それから、設備について、この先承継した後の減価償却をどうするかといった純粋な金銭面の問題があるとともに、販路の開拓をどうするかという点についても、国とか地方公共団体の強力なサポートが必要なのではないかと考えた次第です。

私からは以上です。

○中川座長　ありがとうございます。

国税庁様、いかがでしょうか。

○三浦課長　安念委員、どうもありがとうございます。

最低製造数量についてのお考えをお聞かせいただきました。最低製造数量でありますけれども酒類の設備投資ですとか、人件費とか、酒税相当額もありまして、こうしたことの製造コストを円滑に回収するために採算の取れる程度の製造規模を有する酒類の製造者に製造免許を付与するという観点でありまして、この製造数量であれば事業を持続的に継続できるということで、法律で定められているというものであります。その点は仰せのとおりです。

それから、需給のバランスについてでありますけれども、安念委員に非常に正確におっしゃっていただきました。現在でも新規の免許については一定の場合に限って付与するという運用をしているところであります。一定の場合については営業譲渡のような場合もありましょうし、そうした場合に付与させていただいているということでもあります。

最後に、可能であれば補足で資料を少しだけ御覧くださればと思いますけれども、この

事業承継のスキームのメリットと言いますか、入っていくときのコストをこれで下げられるのではないかとというのが国税庁資料10ページであります。私どもも事業承継の仕組みを幾らかですが勉強させていただきました。そうした中において、3番の行のところですけども、事業承継に伴う支払いというのが、一般に非常にプレミアムの代金がかかったりとかということが言われていますけれども、成功事例においては数百万円であったり、1000万円台であったりといったような、もちろん承継元の信頼等を得てということが大前提になるかと思えますけれども、そうした事例も出てきているということであります。

こうした事例が、御本人の才覚などによって生み出されているということからすると、これをシステムティックに、まさに安念委員からお教えいただいたように、国の支援によって公的な機関が事業承継のマッチングを行うことによって、こうしたコストを下げられるのではないかと考えましたものであります。そうすることによって、事業の持続可能性ということをある程度心配しなくて、新たに酒造りを始められたいという方に入っていただけるのではないかなと、まずはそれが私どものできる早道だなと考えている次第であります。長くなりました。

○安念委員 僕は三浦さんのお立場はよく分かります。後ろから前から横から斜めから、あっちこっちから弾が飛んでくるお立場で、妙なことを言えないに決まっているのだけれども、ただ、今は国会のすれ違い答弁みたいなもので、申し訳ないが私の質問にお答えいただいたことにはならない。

私が申し上げているのは、清酒に関しては、輸出の場合と、既存の事業者が事業再編をする場合の新規免許というのがあっては私も存じているし、まさにおっしゃったように、ある場合には新規の免許を認めているわけだけれども、国内向け生産で、かつ純粋に外部からの今まで免許を持っていない事業者さんの免許というのは、今のところ認めていないわけです。そして、なぜ新規参入だと常に需給のバランスが崩れるのかという、それはおよそ説明できないと思います。

先ほども申しましたように、中小規模の酒蔵さんが占めている生産量のシェアはごくわずかなのですから、新しく一つや二つの事業者さんが参入したからといって、少なくとも全国的な意味での需給が崩れるなんてことは考えられないと思うのです。それなのに、純粋な意味での外部からの新規参入を原則として全て禁止しているのは、法律の立て付けと合わないのではないかとというのが私の考えです。

○中川座長 ありがとうございます。

三浦課長、安念委員の御質問にお答えいただけていないように私も思います。安念委員は、そもそも法律で免許を与えることが原則になっているのに、通達になった途端にそれが突然逆転しているというのが、法律学者としてそもそもあり得ないのではないかなというような御認識が出発点にあると思います。

○安念委員 そうです。

○中川座長 それについては何もお答えになっていただけていませんので、法制局にでも

御確認いただいたほうがいいのかなとも思います。

あと、そもそも酒税の保全が目的であったとしたら、既存事業者を全て100%守らなければならないということではないと、それはお認めいただいたと考えてもよろしいのでしょうか。

それから、安念委員が御心配になっていらっしゃる例えば債務承継ですとか、既存の設備ですとか、販路の開拓、そういったものについて御提示いただいているスキームが、何か保障いただいているようなところがあるのかということについてもお答えになっていないと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○三浦課長 座長、ありがとうございます。

需給の点ですけれども、若干繰り返して申し訳ありません。一定の場合に限って免許を認めるという運用を行っているものでありまして、その中には安念委員に教えていただいたように輸出の場合ですとか、それから、営業譲渡の場合、株式譲渡の場合もあれば、それから、既存の事業者さんが製造場を増設する企業合理化のためと申しておりますけれども、そうした場合もあります。また、その中においては、現在、清酒メーカーでお勤めになっていらっしゃる方が独立するようなケースももちろんあります。そうした形で場合を限っておりますけれども、そういう運用を行っているということであります。

もう一つは、需給バランスを今のように場合を限ってお認めをしているということが一つありますのと、理論上は、仮に需給調整の措置を緩和することになりますと、言わば無制限に事業者さんが入ってこられることになりますので、そこは需給の調整を当局が責任を持って行うことがなかなか難しいというところは、御想像のとおりかもしれませんですが、若干申し添えさせていただければと考えております。

それから、座長が仰せいただいた事業承継の御提案ですけれども、これで販路とかについて保障ができるかというところは、確かにそこまで申すことはできないかもしれません。ただ、既存の事業者さんの販路であり、ブランドであり、これを引き継いでいただいて、少しでもヘッドスタートが切れるように、一生懸命御支援できるようなスキームを考えていきたいと考えております。

○中川座長 あまりお答えいただけていないように思うのですが、ほかの委員も手を挙げていらっしゃるようですので、落合委員、お願いいたします。

○落合座長代理 今回御説明いただいた事業承継に関する点は、当然ながら事業承継自体はできるべきでありますので、それはそれで行っていただくべきではあろうかとは思いますが、他方で、今回の御提案に対する回答には、基本的に全くなっていないという印象を受けています。ですので、これはこれで、適宜こういった仕組み自体がなく、より閉ざされていた状態であったとは思いますが、それはそれで進めていただくということはあるとは思いますが、他方で、また別の問題として、今回の御提案があった点も見ながら、少し議論させていただきたいと思っております。

先ほど安念委員から需給調整や、通達の在り方というお話がございましたが、全体とし

て需給調整を行っていくような場合に、新しい製造場設置が認められないことが、なぜ正当化できる状況があるのかは、やや分からないところがあります。つまり新規免許は禁止しているが、例えば既存の事業者がたくさん造っているような場合を考えると、それはそれで需給バランスというのは崩れる可能性がある。これはあまり難しいことを考えなくてもそうであろうと思います。

また昨今、日本で造られる酒類については、例えば海外に行きますと、日本酒に限らずそれこそウイスキーなども例えばスコットランドなどが有名ですけれども、スコットランドのウイスキーと比べても日本のウイスキーというのは非常に高い値段で売られていたりします。そうすると、海外からの需要が出てくるともあるという状況です。仮に今後インバウンドが進んでいくような中で、より日本酒ブームが外国人観光客に起きたときにどうなるのだろうかということを考えていくと、むしろ新規参入を認めないような状況であるとすると、そういったときに国内に対してはどんどん値段が上がっていくことをずっと放置し続けるような状況も起こる可能性があるように思っております。

そうであるとする、新規免許で、そもそも意欲ある方々を参加できるようにしていないというのは、法制度上そのものの話は安念委員が詳細にお話しいただいたとおりであろうかとは思いますが、マーケットのデザインという意味でも、若干目的と手段が一致していないように見受けられます。国税庁様のほうでは、酒類に関しては元々の設置法上などの位置付けなども踏まえますと、これは産業育成の役割も担われているはずではないかと思っております。この産業育成につながるような仕組みをどのように行っていくのかという観点で、どうこれまで評価をしてきたのかをしっかりと伺いしたいと思っております。その観点からすると、新規参入を認めていかないというのは非常に問題が大きいのではないかと思いますので、この点をお伺いしたいと思っております。

○中川座長 国税庁様、お願いします。

○三浦課長 落合委員、ありがとうございます。

産業育成につながる仕組みを強化してきたというところ、いくつかありますけれども、一つは予算面かと思っております。令和2年から事業者の皆様に使っていただけるような補助金を少しずつ増やしていただいております、それによって付加価値の向上でありますとか、販路の開拓でありますとか、事業者の皆様になんかそれをしていっているところがあります。

もう一つは組織面であります、少しずつですけれども、私どもの体制も充実・強化していただいております。例えば私どもは、令和2年ですけれども、輸出促進室という機構も設けていただきまして、少しずつ体制面を強化しているところであります。

考え方といたしましては、本当にP×Qという感じでありまして、これは令和3年に有識者の皆様に御議論をいただきました日本産酒類のブランド力強化・向上についての勉強会をしていただきまして、そこでいただいた御提言というところになりますけれども、単価を上げて、そして、販路を広げて、少しでも多くの方においしく召し上がっていただきたいという観点から、そのようにいたしております。

国内に目を向けますと、御覧くださいましたように、昭和48年から2割5分ぐらいの出荷量になっているという状況であります。今回お持ちした資料の6ページ、青い部分が清酒になっておりまして、2022年を御覧くださいますと、大体475億円という輸出金額で過去最高になっております。コロナ感染症禍を経まして若干の落ち込みもありましたけれども、昨年また回復しそうになっている、こうした輸出についての取組を一層強化していこうということで、冒頭に安念委員が言及してくださいました輸出用の免許についても設けたりとか、そうした取組を行っているという状況であります。

○落合座長代理 どうもありがとうございます。

新規参入の点を検討しているかどうかという点についてお伺いしたのですけれども、それについては、これまでどういう御検討されていましたでしょうか。また御質問と違うようなお答えでしたので再度伺わせていただきます。

○三浦課長 新規参入につきまして、例えば輸出用の免許については、それまで清酒造りに携わられてなかった方についても取っていただける免許であります。それから、試験製造免許などについても令和2年だったと思いますけれども、運用を改善したりとか、そうしたような取組を行っております。

○落合座長代理 ありがとうございます。

ちなみに需給の増減の関係で、例えばそういう輸出向け免許を作っていたときに、輸出向け事業者のほうが、より国内向けのマーケットを取って、国内でそもそも通常の免許を持たれている事業者のほうの振り分けがどのように変わってくる可能性があるのかとか、そういった点は御検討されているのか、ということもあるように思います。そもそも輸出用だけに限らず、例えば国内に来られる外国人の方であってもインバウンドの人口自体は極めて増えておりまして、コロナ禍の後、また少し減少して復活してきているというところは、この日本酒でお示しいただいているグラフとも近いとも思います。

こういった状況を見て、色々な制度自体は法律的には全然別のものですよという言い方はできると思うのですけれども、ただ、実際の取引の市場などは、結局こちらのほうに商品が流れていくと、それによって別なほうにも影響を与えてということは通常起こってくることです。それは制度として免許の種類として同じか別かということと、そのマーケット間の相互作用であったり、影響の状況の評価などは、本当に国内の需給調整の目的が最終的に何かにはよると思いますが、これをやっていくためにはしっかり検証していないといけないはずだと思うのですけれども、そういった検証はされているのでしょうか。

○三浦課長 需給の状況の検証について、毎年、酒類業実態調査を行ったり、あるいは販売実態調査を行っておりまして、その結果を年末頃に発表させていただいております。そういうような形で需給の状況については断えることなく検証を行っております。

○落合座長代理 ありがとうございます。

その増減でいって、非常に直近の数年間で見てきたときに、業者が増えるとうごく問題があるような状況があるのでしょうか。

○三浦課長　今回お持ちした資料の３ページ、製造場が減っているという状況、それから、先ほど最初に御覧いただきました清酒の出荷量が減っているということで、平成元年、30年前からのグラフを取ってまいりました。清酒の出荷量について、製造場が減っているから出荷量が減っているのではないかという可能性もあることから、こうした形でも検証してみまして、一つの製造場当たりの、これは販売数量でありますけれども、販売数量をとってみてもこのように減少しているということがありまして、そうしたことから先ほど申しました需給調整上の措置を緩和することは、慎重に考える必要があると現時点では考えております。

○落合座長代理　ありがとうございます。

御説明をいただいた部分ですけれども、確かに数量自体が減ってきているところではあるのですが、清酒の製造場の減少自体はどういう要因で起こってきているかは、どのように御認識されているのでしょうか。

○三浦課長　製造場が減少している理由につきまして、一つには、日本酒の販売量が減ってきていることがあるかと思います。その理由としては、人口が減っているということと、お飲みいただいている皆様の嗜好も変化しているということ、いわゆる清酒からほかの酒類にということかもしれませんし、日本酒そのものが少し手の届かない部分になっているのかなというところと受け止めております。

○落合座長代理　そのあたりは、例えば目的とか要因別に、なぜ廃業したかとか、そういう類型とかを調査されていたりするような業態もあつたりすると思うのですが、そういうものは何か統計情報として取られていたりするのでしょうか。

○三浦課長　恐縮です。今のところ取っているものはないかと思います。

○落合座長代理　分かりました。そうすると、この要因自体はそういう形でデータを取っているようなケースは分かると思うのですが、そもそもこういった規制業種で、業態によって異なると思うのですが、高齢化社会や人口減少であつたり、都市への集中が進んだりしてきて、なかなか地方で難しくなっている状況は、別に酒蔵だけではなくて起こってきていると思います。

また、承継なども今般推進施策を行っていかれるということではありますけれども、逆に言うと、これまで多分承継しにくかったところがあつたと思うので、そうすると、新規参入が増えてこないということは、結果としては減少する方向にしか行かないはずであります。そういった意味では、先ほどお答えいただいた内容自体は、実態を踏まえた判断なのかどうかというのは疑問があると思いました。

最後に１点お伺いしたいこととしては、様々な地元との対話というのも行われているところもあると思うのですが、ただ、本来的には地元とだけお話をするというよりかは、一般的には国が全体としてオープンにどういうことを考えているかを示して、パブリックに意見を求めることをプロセスとして設計していくことが通常行われている行政だと思っております。それと対話の手法が大分異なるようにも見受けられます。そういう意味では

対話の手法自体をよりオープンにしていくことが必要ではないでしょうか。また、新しく参入したい方がいる場合には、その声も聞いていただくことが大事ではないかと思っております。こういうことについて今後どのように考えていかれるかというのが一つです。

もう1点が、地元との対話の中で、規制改革や特区で議論している中でも、提案者と地元の元々いる事業者の方だけで直接お話ししても話が平行線になることもよくあります。そうすると、しっかりファシリテートがなければ議論にならないことがありますので、様々な意味で、要するに、国として政策を決めるのに当たって議論のプロセスを透明化していくということだけでなく、また、関係者間の対話をしっかりできるようにしていくことも重要です。ちゃんとファシリテートするということは行政の基本的な役割のように思いますので、このような点は是非今後取り組んでいただけないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○三浦課長 落合委員、ありがとうございます。

私どものやってまいりました各地での意見交換会においても、提案者の皆様はもちろんですけれども、市町の方々、それから、県庁の方々、それから、地域の清酒メーカーの方々という形で、可能な限り関係する関係者の方々にお集まりいただいて、私どもが入っていくことによって、少しでもファシリテートができないかと考えて行ってきました。こうした対話の手法は若干イレギュラーだったかもしれないのですけれども、今、委員にお教えいただきましたように、例えば御提案者と地域の酒造メーカーという形で、一対一というよりは、若干お恥ずかしいですけれども、少しはお役に立てたかなと考えております。こうした取組は、もちろん私どもは行政でありますので、少しでも行政をよくしたいという思いから既存の事業者様のお話もお聞きしますし、また、新しくお始めになった方々のお話も聞いてまいりたいと考えております。

○落合座長代理 ありがとうございます。

政策議論をオープンに行ってきたのかどうか、という点についてはいかがでしょうか。普通はどこか特定の地方だけ政策の話をしてというのではなくて、国全体で審議会なり何らかのパブリックコメントであったり、そういうプロセスを設けた上で、ある程度方向が固まってきた上で個別の地域だったり、個別の業界と話をするのが普通だと思うのですけれども、この点はいかがでしょう。そういった取組はされてきていたのでしょうか。

○三浦課長 酒類業全体については、先ほど申しましたように令和3年にかけてでありますけれども、日本産酒類のブランド力向上のための研究会を行ってまいっております。今回各地での意見交換会については、若干そこまでの時間的余裕があるかどうか分からなかったものですから、まずは私どもがファシリテーターとなりまして各地を訪問させていただいてという手法を取らせていただいております。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

今回そういうオープンな手法は取られていなかったとお聞きしました。なので、今後はオープンな手法、研究会を立ててという話もありましたけれども、そういう方法を行って

いただくことは新規参入の観点で重要かと思います。

また、ファシリテートに当たっても、一般的にはこういう対立が先鋭化しそうな場合、新規参入の意味などを主張されているところが対立点になるような場合に、意味がある可能性があるということ自体も、例えば所管省庁において御説明されたり、そういう取組でされると思うのですが、そういった取組はファシリテートの一種としてされてきたのでしょうか。要するに、片側の既存事業者を代弁することも分かりますし、ただ、一方で新しく入ってくる方の代弁もして、その主張を整理して伝えてさしあげることも当然ファシリテートには期待されることだと思うのですが、その辺は行われていますでしょうか。

○三浦課長 落合委員、ありがとうございます。

私どもも可能な限りそのように努めてまいりました。

○落合座長代理 そうでしたか。どう聞くべきかはありますけれども、御出席の方で議論の状況がどうだったかをお伺いできるといいかと思います。本日御出席の方が多いので、もし、どなたか御発言いただける方がいたら、そういう形で国税庁が代弁までしてくださっていたのかどうかをお伺いしたいのですが、どなたか御発言可能な方はおられますでしょうか。

○佐藤副市長 男鹿市です。今、落合委員からファシリテーターとしての役割を果たすべきだろうという話で、実は三浦課長には大変汗をかいてもらいまして、当市と岡住さんの提案について地元の酒造組合との間の仲立ちをしてもらってございます。組合全員で30数名おりますので、なかなか議論が深まらないということでタスクフォース的な対応チームを設置するようということも御助言いただきまして、そういった方々とこれまで2回3回と議論を重ねてきたわけでございます。

先週、5月13日にも意見交換が行われましたが、これも酒税課の方でセッティングしていただいた意見交換会であり、色々な面でご配慮をいただいております。

今日の国税庁からの資料9ページの提案につきましては、先般行われた5月13日の地元の酒造組合と当方との意見交換会で三浦課長のほうから御提示いただいた改善策でございます。これはこれで委員の先生方からお話がありましたように進めてもらっていいと思うのです。そうしたルートで参入する方も多分いらっしゃるでしょうから。ただ、我々が提案している日本酒特区について、それに代わる代替措置はこれですというわけにはいきませんので、それは待ってくださいという話をいたしました。

ファシリテーターの観点から見ると、色々配慮はいただきましたけれども、最後に行司軍配役であるべき酒税課のほうで、この提案でもって中間報告としてもらいたいという発言もありまして、私からそれは話が違うのではないのでしょうかと申し上げました。私もその席上で失礼なことも言ったかもしれませんが、要すれば、議論の進め方として多分今日のこのワーキンググループのこともあったのでしょうかけれども、これでもって中間報告としましようという考えの持ち方はいかがかなと思ってございました。色々配慮いただいたことは事実でございまして、その点については感謝を申し上げつつも、それはそれとして、

特区について引き続き議論を皆さんでしましょうという形での調整役に徹していただければ大変ありがたいという感じを持ちました。

以上であります。

○落合座長代理　ありがとうございます。

最後に、これまでの議論をお伺いしていて、国税庁さんのほうの色々なデータの収集であったり検討もやや多面性を欠くように思いますし、ファシリテートで努力をされた側面も否定はできないものの、結果として今御議論があったような中折れのような形になってしまっておりますので、今後、しっかりこの新規参入の点についてどのようにできるのか、これはしっかり検討していかないといけないと思いました。最後は意見です。

以上です。長くなりまして失礼いたしました。

○中川座長　ありがとうございます。

それでは、安田委員、お願いします。

○安田委員　大阪大学の安田です。今回のこの会議に臨むに当たって少し酒税関連、特に日本酒の酒税について調べてきたのですが、その中で、かつて酒税が出荷販売時ではなくて生産時に課税されていた造石税と呼ばれていた時代があったと、それによって昔たくさん造られていた熟成古酒は一旦ほとんどなくなった。なぜなら、生産の段階で課税されてしまうと、造った後にしばらく置いていて、最終的に売れるかどうか分からない古酒というのは、ビジネス上、売りにくくなってくるので、日本酒というのは造ってから1年以内に売るのが中心になった。つまり、酒税であるとか、関連する仕組みが変わっていくと、それによってつくられる製品も変わるし、日本酒のような文化にも大きく左右する。そういった意味では制度設計が重要なのだなということに改めて気づかされた次第です。

今日冒頭、稲とアガベさんが現状では日本酒造りに夢を持つことができない、そういった方がたくさんいるというお話をされていて、個人的にも非常に衝撃を受けました。国税庁さんからは代替案のような、新規の免許を発行する代わりに事業承継を促進する、現状と比べると、ある程度の改善は期待できるかもしれないという提案があったのですが、これが実際、どれぐらい夢を諦めていった人たちを救うことになるのかという観点に関して質問させていただきたいです。

稲とアガベさんの中で、外国に人材が引き抜かれてしまう、流出が起きている、あるいは現状の新規免許が実質的に出ない新規参入が難しい状況だと、既存免許を購入する際、場合によっては何かプレミアムみたいなものがつくかもしれない。あるいは何となく素人的に考えても、事業承継はどういった蔵元さんとかがされるかというと、非常にうまく行っているところは後継者を探すのはそんなに苦労しないような気がするのですが、どちらかというと、何らかの形で状況が厳しくなった。つまり事業承継する立場としては、若干条件が悪い蔵元のほうが平均的には多いのではないかと。つまりスタートラインに立つ時点で、新規参入者が事業承継の場合には不利益をこうむる危険性もあると思うのです。

そういった観点から、今回の国税庁様からの提案で、稲とアガベ様、加えて男鹿市の方

に伺いたいのですけれども、現状、どの程度、今回御提案いただいた計画にとってプラスになるのか、全く残念ながら助けにならないのか、それとも、ある程度こういった観点からは事業承継が円滑に進むことで、現状の地方創生の計画とかが前向きに進められる点があればお伺いしたいと思います。

一方で、国税庁様に対しては、今日も何度か需給調整の話が上がっていたのですが、日本酒とほかのアルコールに関して扱いがあまりにも非対称なようにも見えるのです。日本人の人口が減り、お酒に関する嗜好も変わってきて、そもそもの飲酒量が減ってきているのは日本酒に限った話ではないはずです。ビールなども随分と減ってきているにもかかわらず、日本酒では新規の参入というのは実質的には認められない一方で、ビールなどは最低生産量も下げられて、クラフトビールとかをたくさん造る人が出ている。日本酒だけ非対称の扱いを受けているように見える根拠は何なのかということを知りたいです。

あと、先ほど、どなたとの受け答えの中か忘れてしまったのですが、需給調整の観点から、仮に新規参入を自由に認めてしまうと、理論上は無制限に参入が行われてしまうかもしれないといった懸念があるというお話がありました。今回、国家戦略特区を活用する、特区内での新規の免許を認めていくという発想は、まさにこういった無制限に参入してしまうリスクがあるので、まずは地域限定的にこういった取組を進めていこうという、まさに国税庁が気にされている点を克服する意味でも、ある程度理にかなっている方法ではないかと思うのです。その点に関してどうお考えなのかということをお伺いしたいです。

最後に、これは稲とアガベさんが冒頭でおっしゃった点と関連するのですけれども、現状、既存の免許にほぼ限られてくるとなると、免許に対してプレミアムが発生する。あまり魅力的ではない事業承継に関しても負債を引きずってしまったたり、場合によっては高額で買収しなければいけない。こういったプレミアムがおそらくこの事業承継を円滑化していったとしても残るし、場合によってはむしろプレミアムが上がってしまうかもしれない。ここをどういった形で対処されていくのか、現時点でお考えがあれば伺いたいです。

以上になります。

○中川座長　ありがとうございます。

それでは、稲とアガベ様、男鹿市様、国税庁様の順番にお答えをお願いします。

○岡住代表取締役社長　稲とアガベの岡住です。今回のM&Aの政策、私としても一定評価できる部分があると思います。というのも、これまでもおそらく免許を買いたいたけれども、買えなかった人たちがいると思うので、そういった情報を国のほうで整理していただいて、それでマッチングするというのは一定、夢を描ける人たちが増えていくのかなと期待しています。ただ、おっしゃっていただいたように、売りに出ている酒蔵は基本、経営が厳しいわけですから、負債を背負う場合もありますし、実際、少しでもお金に換えたいという思いがあるでしょうから、免許自体も高額で販売するみたいなこともあり得るのかなと思っております。

これは制度設計次第と思っておりますし、要するに引き継ぐところで何かしら補助金が

出るであつたりとか、免許の価格みたいなものを一定基準設けるであつたりとか、色々な制度設計次第では参入しやすい状況をつくることができると思っております。そのあたり、こういった形が夢を描ける若者を増やせるのかみたいなことの議論に加わらせていただきたいと思います。と思っている次第です。

○中川座長 男鹿市様、いかがでしょうか。

○佐藤副市長 先ほどもお話ししましたが、これはこれで進めてもらえればよろしいかと思えます。こういうルートでもって参入される方も多分いらっしゃるでしょうし、岡住さんはこれでもって日本酒に参入できると思えます。

ただ、岡住さん一人のみ、それが実現したからといって、我々の提案はそれでよしとするわけではないのです。ここが酒造組合さんと意見がなかなか折り合わないところで、酒造組合さんからは、岡住さんはM&Aでやればいいでしょうと、男鹿市で応援して酒蔵を建てればいいでしょう、我々は応援しますという話はいただくのですけれども、いや、それはそうでないだろうと。意欲のある若者の方々がスタートラインに立てるように、そういうのがこの特区の狙いであって、そのところはなかなかかみ合わないと思ってございました。

いずれM&Aの枠組みが基本になってございますので、既存の枠組みの一部改善策でもって、全て物事が解決するとは思ってございませんし、是非これはこれとして、一方では、新規免許の取得緩和につきまして、我々が提案したことにつきまして引き続き検討いただければと思っております。

○中川座長 ありがとうございます。

国税庁様、お願いします。

○三浦課長 安田委員からお尋ねをいただきました日本酒とほかのお酒の違いというところだと思うのですが、先ほどの国税庁資料3ページの図を見ていただきまして、清酒製造場は過去30年で約4割減少しているのですけれども、1製造場当たりの販売数量は、これを上回る落ち込みであることを御覧くださいました。他方において、同じことをワインにいたしますと、今日資料がなくて申し訳ないのですが、例えばワインは平成19年にピークに達した後に1回減少して、2度目のピークに平成26年に達しているといったことがあります。製造場当たりに割り戻しますと、過去30年間で約61%増加しているという計算ができます。このように、清酒とほかのお酒の種類で状況が異なることが挙げられるかと思えます。

もう一つ、特区の意義というところでありまして、構造改革特区を仮に想定いたしますと、言わば自治体で区域計画をお出しになって、内閣総理大臣の認定を受けられたら、そこには入れるということになりますので、理論的には特区を通じて入れる可能性があると考えて議論をしてまいりました。

補足を1点だけよろしゅうございますでしょうか。御質問の点とは異なるのですが、先ほど佐藤副市長から大変過分なお言葉をいただきました。一つ申し上げられるとすれば、

私の議事の進行の仕方が、私は中間取りまとめと申し上げておりましたのですけれども、それぞれの事業者の皆様の御意見もお聞きをした上で事業承継であれば受け入れられて、かつ事業の持続可能性も取れるかなということで、一つの間取りまとめとしてこの案を御提示させていただいたということで、一方的にお感じになられたかもしれません。その点におわびを申し上げまして、ただ、そういう意図ではなかったということ、あくまで皆様の御意見をお聞きして真摯に検討した結果だということだけは御理解いただければと思っています。

以上です。

○中川座長 安田委員、いかがでしょうか。

○安田委員 国税庁様に確認してもよろしいでしょうか。先ほどワインの事例についてお話しいただいたと思うのですけれども、ワインは一旦ピークを終えた後に、もう1回製造量が増えた、生産量が増えたというお話がありまして、需要及び生産が落ち込んでいる際に新規免許の停止措置は執っていたのかを知りたいのです。

なぜかという、ワインでも日本酒と同様に新規の免許が取得できない中で再び生産量が戻ってきたのであれば、需給調整にある種のポジティブな効果があったのかもしれないのですけれども、一方で、新規免許に対して制限を置いていないのであれば、むしろ新規参入ができたからこそ、一度落ち込んでいたワインにおいては生産量が再び増えてきた。日本酒においても同様な効果が期待できるような気がするのですけれども、そのあたり、ワインで起きたことについて実情を把握していらっしゃったら教えていただきたいです。

○三浦課長 安田委員、ありがとうございます。

ワインについては、先ほど申しました一製造場当たりの数量が割とコンスタントに右肩上がりに、先ほど30年前から比較すると61%伸びていたということを申したのですが、コンスタントに伸びていたという状況もあります。ワインについて、先ほどお尋ねの件ですが、停止措置というのは執っておりません。

○安田委員 どうもありがとうございます。

○三浦課長 委員、補足してよろしいでしょうか。

プレミアムについては先ほどの国税庁資料10ページの資料なのですけれども、成功事例の資料を御覧くださいました。このように現在成功事例と呼ばれるものにおいて、比較的リーズナブルなお値段で事業承継に伴う支払いを行われて引き継がれているという状況がありましたので、公的な機関で相談窓口を設けましてマッチング支援を伴走で行っていくということにすれば、こうした事例もシステマティックに生み出せるのではないかと期待してトライしたいと思っています。

○中川座長 ただ、安田委員の御関心というのは、プレミアムが発生すること自体について好ましくない場合もあるのではないか、それを禁止するような手段があるのかというようなことだと思うのですが、それはあるのでしょうか。

○三浦課長 失礼しました。ないかと思います。経済取引でありますので、禁じることま

ではできないかと思います。

○中川座長 ありがとうございます。

安田委員、よろしいですか。

○安田委員 どうもありがとうございました。

○中川座長 堀天子委員、お願いします。

○堀（天）委員 時間の関係もありますので端的にお伺いしたいと思っております。

元々この男鹿市様と事業者様の御提案というのは、男鹿市様の1ページ、酒造りを起点とした男鹿の地域づくりの構想ということで、今回特区の御提案をいただいているものと承知しております。その中で、単に酒造りをしたいということで新規免許を要求しているということではなくて、観光の付加価値向上とか、地域農業の振興とか、地域課題の解決ということを併せて、食品加工も含めて実際に御提案いただいていると考えており、その地域で酒造りができるようになるとすると、これが地域にとって非常に有益であるということの御提案だと承知しております。

事業者様と男鹿市様の御提案は1ページに集約されているとおり、何も無限定に新規免許の取得を要求されているわけではなく、提案1として一定の条件の下での新規免許の取得の要件緩和と、提案2として地元産品を用いた最低製造数量基準の緩和という御提案をいただいています。こうした限定的な形で申請があった場合には認められるかについて、御回答はいかがでしょうか。特区提案との関係でのお答えをいただきたいと思います。

○中川座長 お願いします。

○三浦課長 堀委員、ありがとうございます。

若干先ほどと重なってしまうのですが、需給措置についての緩和ができる状況がないと現時点では考えておりますものですから、現時点では難しいと考えております。

それから、地域で限定でということは今いらっしゃる提案者の皆様だけということだけではなくて、制度を作りますと、例えば構造改革特区を想定しますと、どの自治体でも言わば特区になることが可能になるかと思っておりますので、可能性としては、私どもは頭に入れて勉強してまいりましたつもりでおります。

○堀（天）委員 構造改革特区の話は別として、今この国家戦略特区として御提案いただいているわけでございます。その中で、例えば通達を見ても、海外に輸出する場合には新規免許が付与可能だと書いてある。法令解釈通達の2ポツの（1）の清酒のところでも、イ、ロ、ハ、ニ、ホというように場合を記載していただいているのだと思います。このホの次に、例えば市町村、自治体と合わせて共同提案をいただいた場合とか、あるいは地域活性化の観点から、様々な取組の中で清酒を製造しようとする場合とか、そういうような限定的な形で条件を追加していただくということは考えられないのでしょうか。日本酒だけでそれを製造販売して終わりということではないこの御提案の意義というものをどのように感じておられるのかなということも併せてお伺いしたいと思います。

○三浦課長 堀委員、ありがとうございます。

輸出の例を出していただきました。輸出については国内の需給に影響しないという形で皆様に御説明をして導入した制度でありまして、国内の需給に影響するものとする、現時点では難しいということが、私どもが今考えているところであります。

もう一つは、提案者の皆様の御提案は本当に意義深いものだと思っております、それゆえに私どもも現地に足を運び、皆様のお話を詳細に伺ってきたつもりであります。

○中川座長 堀委員の質問と違うと思います。国家戦略特区という非常に限定された区域内での実験を、この輸出に加えて、市町村とか、地方創生とか、そういった目的等に限定した場合にそういうことが可能なのではないかと御質問ですので、それについてお答えください。

○三浦課長 座長、ありがとうございます。

同じになってしまっても大変恐縮なのですが、全国的、または地域的にと、ここの通達の中にも書いておりますけれども、そうした形で需給に影響を及ぼすことについては現時点では難しいというのが私どもの今の考えであります。

○堀（天）委員 逆に特区で進めていただいて、地場産業がどの程度経済活性化するのかであるとか、それによつての税収効果を把握していただき、そして、清酒についての需給に本当に影響を与えるのかどうかということを含めて、特区で実験をしていただくということが必要ではないかと感じております。最後は意見です。もし、何か反論があればおっしゃっていただきたいと思っておりますけれども、私からは以上です。

○中川座長 国税庁様、いかがです。

○三浦課長 ありがとうございます。

今、各地で御意見も伺った中においては、私どもとしては、まずはこの事業承継で、実験的かもしれませんが、皆様のお取組を御支援していくのが早道かなと考えている次第です。御意見に対するあれではないかもしれませんが恐縮です。

○中川座長 大槻委員から手が挙がっていましたが、よろしいですか。

○大槻委員 時間の関係もありますし、皆さんのおっしゃったこととところどころかぶるので結構です。ありがとうございました。

○中川座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、まず、国税庁様から説明のありました事業承継を支援する事業については、今でも事業承継は可能であるわけですが、課題であるコストやリスクを軽減し、移転が円滑に行えるかなど、意欲と能力のある者の参入につながるものとなるか、そういった点を見守っていききたいと思います。

他方で、事業承継はあくまで既存の免許の活用であり、今回の規制改革案に対する答えとして受け止めることは困難だと考えます。

清酒製造の新規免許については、過去の政権でも何度も見直しが出されている需給

調整の是非に加え、既存事業者は新規の製造場を造ることは認めつつ、新規の免許は一切出さないという異例の運用が長期間通達に基づいて行われているという法制的な課題もあり、歴史的に積み残された論点と言わざるを得ないと思います。

また、今回の規制改革提案から2年以上が経過し、この間、国税庁は提案者の地元において県酒造組合幹部と提案者を引き合わせる形で会合を開催してきましたが、議論は必ずしも前進せず、むしろ提案者を萎縮・落胆させるような結果になっているように思います。新規免許について地元業界と対話し、説明責任を負うのは提案者ではなく国税庁や内閣府であります。政策論は本来中央で幅広い関係者・有識者を巻き込んでオープンな形で議論することが望まれます。今後の検討の進め方について再考を促したいと思います。

日本酒は日本にとって重要な産業・文化であり、縮小均衡の発想から脱却し、事業承継のみならず、新規の免許も認めて新たに担い手を増やすことでイノベーションを促進し、海外や若者・女性など、市場を拡大させ、業界の発展につなげていくことが必要ではないかと考えます。業界団体との関係で難しいことは理解しますが、政府としてきちんと向き合って検討を進めることを期待したいと思います。

事務局、国税庁においては、継続的に関係者と調整を行ってもらって、当ワーキンググループとしてもしっかりフォローしてまいりたいと思います。

そのほか、発言を求める方いらっしゃいますか。

いらっしゃいませでしたら、これをもちまして「日本酒の国内向け新規製造免許付与に向けた規制緩和」に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わります。どうもありがとうございました。

※今回の国家戦略特区ワーキンググループヒアリングにおいて、途中退席された菅原委員より以下の意見があった。

酒税法上の需給調整規制は酒税の保全を目的としているが、既存の事業者保護を理由とした新規参入を認めないのは法令上無理があるのではないかと。言い換えれば、新規参入により酒税の保全が損なわれるという考えは現実的ではないのではないかと。マーケット機能を軽視しており、かつ、行政で需給調整をやりきれないと思えず、それをすることが業界の発展につながるという考え方は、業界の持続性を考えても無理があると考えます。新規参入を認めないことで競争を制限し既存事業者を保護することはむしろ市場拡大を阻害している。スタートアップなど新規参入を促し、イノベーション等を通じて、消費者に多様な選択肢を提供することで消費者に利益をもたらすという考え方で産業育成をしていくべきではないかと。産業政策の発想を転換すべきと考えます。

また、事業承継自体は新規参入者にとっても選択肢にはなり、事業承継を円滑に進めるよう努力すべきではあるが、今回の特区申請者のニーズに応えるものではない。このスキー

ムでのマッチングが機能するか、また買収先の経営・財務のデューデリジェンスも必要で、不動産や既存設備などの買い取りや、各種負債や銘柄引継ぎなどの条件をクリアするのもコストがかかるといった問題がある。国税庁の説明によれば、製造免許自体にプレミアムがつくことを防ぎ成功事例もあるということだが、いまだにそうした問題は聞くし、免許売買なども行われないとはいい難い（年寄株的売買）。こうしたコストは新規参入希望者にとっては負担でもあり、心理的物理的ハードルでもあるため、むしろ参入障壁になりかねない。そうした意味で、こうした問題を払拭して今回の提案が本当にワークするかは疑問が残る。